

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター No. 5 汚水ポンプ設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、令和7年6月11日に川俣水みらいセンターNo. 5汚水ポンプ設備において設備の不具合により、汚水排水が不能になっているため緊急で補修工事を行うものです。雨天時においては、主にNo. 5, 6汚水ポンプで汚水排水をしますがNo. 5汚水ポンプが故障している現状は、残り 5 台の汚水ポンプを全台稼働させて汚水排水する必要があります。

一方、No. 3汚水ポンプについては故障リスク低減のためにR 7 年 1 1 月から工場持ち帰り整備を行う必要がありますが、No. 3、No. 5汚水ポンプが稼働不可となると雨天時の汚水排水量が不足するため、流入制限によるゲート操作頻度が増加し、内水浸水のリスクが高くなります。このため、No. 3汚水ポンプを点検整備で工場に持ち帰る前にNo. 5汚水ポンプを復旧する必要があるため、緊急補修を行うものです。

本機器は、株式会社クボタが設計・製作したものであり、本業務を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修工事に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本業務を実施できるのは株式会社クボタの製作した当該機器の整備において大阪府域で唯一の保守点検会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社以外になく、本工事を地方公営企業法施行令 第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 号の規定により、同社大阪営業所と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「処理場業務に支障をきたすおそれがあり、見積書を徴収する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない」ことから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 0 号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。